

平成29年度
高松市農業委員会臨時総会
議 事 録

平成29年7月20日開会

高松市農業委員会

平成29年度高松市農業委員会臨時總會議事録

開催日時 平成29年7月20日（木）午後1時50分開会

開催場所 高松市役所 11階 114会議室

高松市長

大西 秀人

出席農業委員 24人

- 1 番 三笠 輝彦 (会長)
- 2 番 真鍋 俊二
- 3 番 佐竹 博巳
- 4 番 佃 俊子
- 5 番 上砂 正義
- 6 番 太田 政美
- 7 番 高砂 清一 (会長職務代理者第2)
- 8 番 横井 豊
- 9 番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫 (会長職務代理者第1)
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

出席農地利用最適化推進委員 53人

高尾 武臣
片山 久男
田井 天久
藤澤 武
安野 照雄
細谷 一雄
河瀬 和一
松野 啓三
森 和輝
十河 善則
谷口 辰男
白井 一美
小山 智
時岡 博美
瀧本 繁樹
山田 憲一
岡 豊志
吉峰 幸夫
宮井 康富
横田 豊実
岩部 壽夫
川田 之治
能祖 壽一
上原 勉
藤本 正樹
岡田 暁憲
藤本 博史
宮本 茂毅
真鍋 芳治
藤田 邦夫
天雲 敏昭
谷本 隆宏
川西 裕幸
中名 良竹
藤澤 鶴夫
河野 英樹
植松 寛貴

河野 光明
湊 敏好
亀割 浩三
中田 茂富
南原 均
久保 宣仁
小早川 數市
眞鍋 英一
山地 宏美
羽田 剛
川原 勝
廣瀬 吉俊
谷本 寛昇
藤堂 忠義
森西 征二
上原 一輝

欠席農地利用最適化推進委員 2人

平賀 文之
矢島 國雄

農業委員会事務局出席者

| | |
|------------|-------|
| 事務局 長 | 川西 好春 |
| (農政課長事務取扱) | |
| 農政課長補佐 | 西谷 茂浩 |
| 農政管理係長 | 浮田 政宏 |
| 農地係長 | 多田 利浩 |
| 副主幹 | 中野 清作 |
| 主任主事 | 柞原 佳子 |
| 嘱託職員 | 山下 美博 |
| 嘱託職員 | 久保田聖子 |

議事日程

- 第1 会長及び会長職務代理者の互選について
(農地利用最適化推進委員辞令交付式)
- 第2 議席の指定について
- 第3 議事録署名委員の指名について

第4 議事

議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の策定について

議案第2号 平成30年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集について

報告第1号 平成29年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について（回答）

報告第2号 農業相談会の開催について

報告第3号 平成29年度農地の利用状況調査の実施について

その他

川西事務局長 お待たせいたしました。

現在、農業委員の定数24名、全員の出席をいただいております。

また、改正農業委員会法の施行による委員の任期満了後、最初の総会ですので、農地利用最適化推進委員さんの御出席をいただいております。

それでは、平成29年度高松市農業委員会臨時総会を開会いたします。

開会に当たりまして、大西市長から御挨拶を申し上げます。

大西高松市長

(内容省略)

川西事務局長 ありがとうございました。

ここで、御臨席いただきました大西市長様におかれましては、次の公務がございますので退席をされます。

お忙しいところ、誠にありがとうございました。

(大西市長退席)

川西事務局長 本臨時総会は、委員の任期満了による任命後、最初に行われる総会でありますので、高松市農業委員会総会会議規則第5条第2項の規定により、出席委員中の年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっております。会長さんが決定するまでの間、会の進行につきましては、出席委員中、兔子尾紀夫委員が年長の委員でありますので、兔子尾委員さんに臨時議長を務めていただきたいと思います。

兔子尾委員さんよろしく願いいたします。

(兔子尾委員、臨時議長席へ移動)

臨時議長(兔子尾委員) ただ今、御紹介をいただきました兔子尾 紀夫でございます。

会長さんが決定するまでの間、私が議事進行役を務めますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

本日の臨時総会は、委員の任期満了による任命後、最初の総会でありますので、まず、委員さんの御紹介から始めさせていただきます。

事務局から、順次御紹介をお願いします。

川西事務局長 委員の皆様方を御紹介いたします。

所属の地区部会、担当地区、氏名を申し上げますので、その場で御起立をお願いします。氏名を読み終わりましたら御着席願います。

始めに、第1地区部会 太田地区 真鍋俊二委員、多肥地区 佐竹博巳委員、一宮地区 佃俊子委員、同じく上砂正義委員、同じく三笠輝彦委員。

次に、第2地区部会 古高松地区 太田政美委員、庵治地区 高砂清一委員。

次に、第3地区部会 前田地区 横井豊委員、川添地区 森口憲司委員、三谷地区 三好義光委員。

次に、第4地区部会 香川地区 赤松貞廣委員、塩江地区 谷口勝幸委員。

次に、第5地区部会 円座地区 橋本修委員、檀紙地区 佃光廣委員、弦打地区

富本正樹委員、香南地区 妹尾嘉起委員。

次に、第6地区部会 鬼無地区 花澤均委員、下笠居地区 原田和幸委員、国分寺地区 兔子尾紀夫委員、同じく森吉朝委員。

最後に、第7地区部会 川島地区 宮武正明委員、同じく橋田行子委員、十河地区 神内茂樹委員、西植田地区 古川浩平委員。

以上、24名の御紹介をさせていただきました。

臨時議長 それでは、議事日程に入らせていただきますが、議事の進行上、仮議席を指定します。仮議席は、ただ今御着席の議席といたします。

まず、日程第1 会長及び会長職務代理者の互選についてを議題といたします。

この件につきましては、どのような方法で選出いたしましょうか。

花澤委員 議長——17番。

臨時議長 17番——花澤委員。

花澤委員 17番の花澤でございます。

誠にせんえつではございますが、御提案を申しあげたいと思います。

これまで高松市農業委員会におきましては、会長及び会長職務代理者2名の選出について、各地区部会から選考委員を1名ずつ選出して選考委員会を構成し、指名推選により選出をしております。今回も、このような方法でいかがかと思いますので、御提案を申しあげます。

臨時議長 ただ今、17番の花澤委員さんから御提案がございました会長及び会長職務代理者の選出につきましては、各地区部会から選考委員を1名ずつ出して選考委員会を構成し、指名推選により選出するということではありますが、いかがでございましょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

臨時議長 御異議が無いようでありますので、それでは、各地区部会から1名の選考委員を選出していただき、選考委員会をお開き願います。

なお、選考委員会は、同じ11階の113会議室の方でお願いいたします。

それでは、選考の結果が出るまで、暫時休憩いたします。

(選考委員会 113会議室で協議)

臨時議長 お待たせいたしました。これより会議を再開いたします。

選考結果が出たようでございますので、選考の結果について、選考委員を代表して、4番の上砂委員さんに御報告をお願いいたします。

上砂委員 4番の上砂でございます。

選考委員を代表しまして、御報告を申しあげます。

選考委員7名で慎重審議をいたしまして、高松市農業委員会の会長には、5番の三笠輝彦委員さんを再選ということで決定をいたしました。

また、会長職務代理者の第1には、19番の兔子尾紀夫委員さん、会長職務代理者の第2には、7番の高砂清一委員さんをお願いをしたいということで決定いたしま

したことを御報告いたします。

皆様方の御賛同をいただきたいと思います。

臨時議長 ありがとうございます。ただ今、選考委員さんから御報告がございましたが、これに御異議はございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

臨時議長 ありがとうございます。御異議が無いようでありますので、会長には、5番の三笠輝彦委員さん、会長職務代理者の第1には、私19番の兔子尾紀夫、会長職務代理者の第2には、7番の高砂清一委員さんが、それぞれ決定いたしました。

ただ今、会長が決まりましたので、冒頭、御説明いたしましたように、私の臨時議長の役は、これで終了させていただきます。御協力、大変ありがとうございました。

川西事務局長 それでは、会長さん及び両会長職務代理者さんには、会長席、会長職務代理者席へ、それぞれ移動をお願いいたします。

(会長、会長職務代理者、役員席へ移動)

川西事務局長 それでは、ただ今選ばれました、会長及び会長職務代理者3名の方を代表しまして、三笠会長さんから就任の御挨拶をお願いいたします。

三笠会長

(内容省略)

川西事務局長 ありがとうございます。会長さんが決まりましたので、ただ今から、農地利用最適化推進委員さんの辞令交付式を行います。

席次の順に、所属の地区部会、担当地区、氏名を申し上げますので、呼ばれた方は、三笠会長さんの前まで進み、委嘱状をお受け取り願います。

始めに、第1地区部会 鶴尾地区 高尾武臣委員、同じく片山久男委員、太田地区 田井天久委員、仏生山地区 藤澤武委員、多肥地区 安野照雄委員、同じく細谷一雄委員、一宮地区 河瀬和一委員、同じく松野啓三委員。

次に、第2地区部会 木太地区 森和輝委員、同じく十河善則委員、古高松地区 平賀文之委員は欠席されております。屋島地区 谷口辰男委員、庵治地区 白井一美委員、牟礼地区 小山智委員、同じく時岡博美委員。

次に、第3地区部会 前田地区 瀧本繁樹委員、川添地区 山田憲一委員、林地区 岡豊志委員、同じく吉峰幸夫委員、同じく宮井康富委員、三谷地区 横田豊実委員、同じく岩部壽夫委員。

次に、第4地区部会 香川地区 川田之治委員、同じく能祖壽一委員、同じく上原勉委員、同じく藤本正樹委員、同じく岡田暁憲委員、塩江地区 藤本博史委員。

次に、第5地区部会 川岡地区 宮本茂毅委員、同じく真鍋芳治委員、円座地区 藤田邦夫委員、檀紙地区 矢島國雄委員は欠席されております。同じく天雲敏昭委員、同じく谷本隆宏委員、弦打地区 川西裕幸委員、香南地区 中名良竹委員、同じく藤澤鶴夫委員、同じく河野英樹委員、同じく植松寛貴委員。

次に、第6地区部会 鬼無地区 河野光明委員、香西地区 湊敏好委員、下笠居地区 亀割浩三委員、同じく中田茂富委員、同じく南原均委員、国分寺地区 久保宣仁委員、同じく小早川數市委員、同じく眞鍋英一委員、同じく山地宏美委員。

最後に、第7地区部会 川島地区 羽田剛委員、同じく川原勝委員、十河地区 廣瀬吉俊委員、同じく谷本寛昇委員、西植田地区 藤堂忠義委員、東植田地区 森西征二委員、同じく上原一輝委員。

以上、55名の農地利用最適化推進委員の辞令交付式を終わります。

これ以降の議事進行につきましては、高松市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長さんが議長を務めることになっております。三笠会長さんよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今、事務局から説明がありましたように、会議規則によりまして、これよりの議事運営につきましては、私において進めさせていただきますので、皆様方の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、本日、机前にお配りいたしております次第に基づき、順次進めさせていただきます。

それでは、日程第2 議席の指定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

川西事務局長 皆様の机前に配付いたしております高松市農業委員会委員名簿は、第1地区から第7地区までの委員さんの氏名などを地区別に作成いたしております。

委員の議席については、高松市農業委員会総会会議規則第6条で、議長が定めるということになっておりまして、従来からの考え方を申しあげますと、まず、会長さんを議席番号1番といたしまして、以下、2番は第1地区の眞鍋委員さん、3番は佐竹委員さん、24番は第7地区の古川委員さんということになります。

議長 ただ今事務局から御説明を申しあげましたが、このように指定いたします。

(変更を要する議席番号の移動)

議長 続きまして、日程第3 議事録署名委員の指名についてでございますが、私において2名の方を指名いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、議席番号2番眞鍋俊二委員さんと、議席番号24番古川浩平委員さんの御二人にお願いいたしたいと思っております。

続きまして、日程第4 議事に入ります。

まず、議案第1号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)の策定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

西谷農政課長補佐 はい。それでは、議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の策定についてを御説明いたします。

まず、指針の策定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、新たに規定されたものでございます。

法律では指針の策定は努力規定となっておりますが、農地等の利用の最適化の公正な実施と各現場での農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するため定めるものでございます。

また、農業委員会法第7条第2項で、指針を策定する際には、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされておりますので、本日の臨時総会で御審議いただき、本日付けをもって制定しようとするものでございます。

それでは、議案第1号 高松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)を御覧ください。

第1 基本的な考え方でございますが、ここでは、まず、始めに農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会においては農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として位置付けられたことを記載しております。

続けて、第2段落で本市農業の特徴について、また、第3段落で本市農業の課題について説明しています。

そして、本市農業の特徴を活かしながら、創造性豊かで持続可能な農業の実現に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し農地等の利用の最適化を一体的に進めるため、法の規定に基づいて具体的な目標と推進方法を定めるとして、本指針策定の目的を明確に記しております。

なお、この指針は、平成35年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証と見直しを行うこととしています。

また、単年度の具体的な活動については、毎年度作成する目標及びその達成に向けた活動計画のとおりとするとしております。

次に、第2 具体的な目標と推進方法でございますが、ここでは、遊休農地の発生防止・解消と、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進の3つの点について、それぞれ数値目標と、その目標の達成に向けた具体的な推進の方法を定めています。

まず、1 遊休農地の発生防止・解消についての(1)遊休農地の解消目標ですが、現状の遊休農地面積は149ヘクタールで、遊休農地の割合は2.4パーセントとなっておりますが、平成35年度までに遊休農地面積を62ヘクタールまで減少させ、遊休農地の割合は1パーセント以下とすることを目標としています。

(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法ですが、アとして、農地の利用状況調査と利用意向調査については、農地の利用状況調査を実施し、その結果に応じて遊休農地の所有者等に対し利用意向調査を実施するとともに、戸別訪問指導や荒廃農地等利活用促進交付金事業を活用し再生事業等を実施するなど、遊休農地対策を強化するとしています。

次に、イとして、香川県農地機構との連携については、利用意向調査の結果を

受け、農家の意向を踏まえた香川県農地機構への貸付け手続きを行うとともに、農地集積専門員と連携し新規就農者等に対する遊休農地の具体的な情報を紹介するなど、その解消に努めるとしてしています。

次に、2 担い手への農地利用の集積・集約化についての、(1)担い手への農地利用集積目標ですが、現状は、集積面積が1,264ヘクタール、集積率は20.6パーセントですが、これを、高松市農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、平成35年度までに集積率を35パーセントまで引き上げることを目標としています。

(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法ですが、アとして、利用権設定等促進事業については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積・集約化を図ることとしています。

次に、イとして、香川県農地機構との連携については、農業委員及び推進委員の活動の中で、香川県農地機構と連携し農家の意向を踏まえて農地中間管理事業の活用を推進するなど、農地の利用集積に向けた掘り起こしや担い手へのあっせんに努めるとしてしています。

次に、ウとして、農業相談会の開催等については、年2回発行する農業委員会だより等を活用し利用権設定等促進事業や農地中間管理事業の制度を周知するとともに、8月と1月に農業相談会を開催し、農地の出し手と受け手のマッチングを行い農地の流動化を促進するとしてしています。

最後にエとして、「人・農地プラン」の作成・見直しについては、地域における農地の問題解決のための「人・農地プラン」の作成・見直しへは、農業委員・推進委員の立場で積極的に参画するとしてしています。

次に、3 新規参入の促進についての、(1)新規参入の促進目標ですが、現状は、認定新規就農者数は34人、集落営農数は28経営体ですが、これを高松市農業振興計画に基づき平成35年度までに認定新規就農者数を述べ60人に、集落営農数を40経営体うち、法人25経営体に引き上げることを目標としています。

(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法ですが、アとして、関係機関との連携については、高松市、香川県東讃農業改良普及センター、香川県農業会議、香川県農協等と連携して参入希望者を把握し、農地のあっせんを行うことにより新規参入を促進することとしています。

次に、イとして、農業委員会のフォローアップ活動については、農業次世代人材投資資金の交付対象となる認定新規就農者に対して経営・技術、資金、農地のうち、農業委員会は農地に関するサポートを行い、今まで以上に農地のあっせんに努めるとしてしています。

最後にウとして、集落営農の推進については、労働力不足、機械施設に対する投資等の問題解決や効率的な農業経営の実現を図るため、集落営農を地域の担い手の一つとして位置付け集落営農の組織化や法人化を推進するとしてしています。

以上が議案第1号についての内容でございます。

議 長 以上、議案第1号の説明が終わりました。

ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御質問等がないよう
でございますので、お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は、原案のとおり承認され
ました。

次に、議案第2号 平成30年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意
見募集についてと報告第1号 平成29年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関
する改善意見について(回答)は関連していますので、一括議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

西谷農政課長補佐 はい。議案第2号 平成30年度高松市農業施策及び県農業施策
の改善に向けた意見募集についてと報告第1号 平成29年度高松市農地等利用最適
化推進施策等に関する改善意見について(回答)でございますが、報告第1号 平
成29年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について(回答)か
ら御説明いたします。

縦開きの報告第1号 平成29年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善
意見について(回答)の1ページを御覧ください。

1 担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善についての(1)農地
の利用集積を促進するため、受け手対策である農地集積補助金と出し手対策である
機構集積協力金の予算を十分に確保すること。また、高松市認定農業者農地集積助
成金の交付に当たっても、狭小な農地を集積した場合、補助率を上げること。認定
農業者や集落営農組織が農業機械を更新する場合、作付面積の拡大等の補助対象要
件を緩和することについてでございます。

農林水産課からは、農地中間管理事業については、適切な予算確保のもと、引き
続き香川県農地機構と連携し、農地集積補助金及び機構集積協力金を活用して農地
の利用集積を促進する。

高松市認定農業者農地集積助成金については、事業内容を見直し、平成29年度か
ら新たに「高松市担い手確保・育成総合対策事業」を開始する。

なお、狭小な農地の集積に対して補助率を上げるとは実務的に困難ではあるが、
新規事業においては、新たに認定農業者となった者を対象に規模拡大面積に対する
支援を拡充する予定である。

また、認定農業者や集落営農組織による農業機械の更新に当たっては、経営規模
の拡大や機械の大型化等の補助対象要件を緩和するよう県等に引き続き要望すると
してあります。

次に、2ページ(2)地域の担い手への農用地利用集積については、担い手が営農

できなくなったときの混乱も想定されることから、集落営農組織の確保・育成が重要であり、組織の法人化、農地集積による規模拡大、経営の多角化等を促進し、収益性の向上と地域での雇用創出が可能な組織へと誘導すること。また、その推進に当たっては、中心となるリーダーや会計担当者も存在する多面的機能支払組織と連携を図ること。

県の「地域を支える集落営農推進強化事業」における農業機械導入支援事業のうち、集出荷機械等は規模拡大にかかわらず、整備する必要があることから、その要件を緩和することについてでございますが、農林水産課からは、平成28年度は県の「地域を支える集落営農推進強化事業」を活用して1件の集落営農組織設立支援に対する助成を行った。法人化については、経営所得安定対策に係る集落営農組織として6組織の法人化が確実であると判断しているほか、1組織が法人経営へと移行した。

29年度についても、県の「地域を支える集落営農推進強化事業」により農業機械導入支援を実施するほか、本年度より新たに開始する「高松市担い手確保・育成総合対策事業」により集落営農組織の掘起し等に努めるとともに、国の「担い手経営発展支援事業」等を活用して集落営農組織の法人化を推進する。

また、その推進に当たっては、多面的機能支払組織との連携に配慮する。

集落営農による集出荷機械等の整備については、経営規模の拡大等の補助対象要件を緩和するよう県等に引き続き要望するとしております。

3ページの土地改良課からは、集落営農組織の設立に当たっては、組織運営等の蓄積のある多面的機能支払活動組織との連携が図られるよう情報提供や働きかけなど、設立の支援に努めるとしております。

次に、3ページ(3)良好な営農条件を備えた優良農地を確保するとともに、農地を担い手や集落営農組織へ集積・集約化を図るため、ほ場整備や農業用水のパイプライン化等生産基盤の整備を推進することについてでございますが、土地改良課からは、団体営・単県・市単等土地改良事業の推進により、ほ場整備や水路、農道等農業基盤整備の促進に取り組むとしております。

次に、4ページ(4)農地中間管理事業については、農地の利用集積を一層円滑に進めるという本来の事業の趣旨に基づき、耕作が可能な農地については幅広く中間管理権を積極的に取得するなど、農地の貸付希望者の立場に配慮した取組を行うことにつきましては、農林水産課から、平成28年度は、香川県農地機構と連携し農地中間管理事業を実施しており、中間管理権の取得可能農地は、出し手と受け手、双方のニーズに配慮して利用権設定を行っており、28年度の農地中間管理事業による集積面積は52.5ヘクタールとなった。

29年度については、香川県農地機構等の関係機関と連携を強化し、出し手と受け手の間のミスマッチを防止するとともに、出し手助成の機構集積協力金等を活用して引き続き農地の利用集積を進めるとしてしております。

なお、ここから9ページまでは農林水産課からの回答となっています。

次に、5ページ(5)本市においては都市と農村が近接しているため土地利用の競合が起こり、農地に対する都市的需要が生じ農地集積の妨げになっていることから、農業振興地域整備計画において定められた生産性の高い優良農地の確保に努めることについては、平成28年度については、28年10月には、市町の農用地利用計画の変更に係る県の判断基準の一部改正により、農用地区域からの除外にかかる要件が厳格化され、本市においても29年4月1日より施行・運用した。

29年度については、昨年度県が農業振興地域整備基本方針を変更したことを踏まえ、今後、本市の農業振興地域整備計画についても見直すこととしており、29年度は、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、農業生産等に関する現況及び将来の見通しについての基礎調査を行い、30年度に変更後の農業振興地域整備計画案を作成する予定であり、引き続き、農業振興地域制度の適切な運用による優良農地の確保に努めるとしております。

次に、6ページ2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善についての(1) 中山間地域等直接支払事業により、荒廃農地の新たな発生防止が図られるなど、農地の多面的機能が維持されているが、耕作放棄地や荒廃した山林、竹林は有害鳥獣の温床にもなっており、隣接する農地の荒廃も懸念されることから、制度の継続・拡充に加えて、香川県が定める特認基準を積極的に活用すること。また、隣接した山林、竹林に鳥獣被害防止対策の緩衝帯を設けるなど、里山環境の適正な管理・保全が図られるよう支援措置を拡充することにつきましては、平成28年度は中山間地域等直接支払制度については、27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として、51集落が協定に基づき、荒廃農地の発生防止や周辺林地の草刈等に取り組んでいるところである。

また、国の「鳥獣被害防止対策交付金」等を活用して、防護柵や緩衝帯の設置を推進するとともに、市民活動団体等が行う里山の保全活動に対する支援を実施した。

29年度は中山間地域等直接支払制度については、特定農山村地域等の5法指定地域のほか、香川県における特認基準を活用し、農林統計上の中山間地域である東植田、西植田、下笠居及び庵治地域も対象地域として直接支払制度に取り組んでいる。これまでの取組を継続するとともに、29年度より創設された国の「中山間地農業ルネッサンス事業」を活用して、鳥獣被害防止対策等の充実・強化に取り組むとしております。

7ページ(2)竹林が、農地まで侵入し農業生産だけでなく、日々の生活にまで支障が出ており、個々の農家では対応できない状況であるため、国・県・市で荒廃竹林の被害対策を講じることについては、平成28年度は27年度において、新たに「香川県放置竹林整備推進事業補助金交付要綱」が制定され、本市もそれに対し上乘せ補助を行っている。28年度は、この制度を利用して7.51ヘクタールの放置竹林を整備した。29年度は引き続き県と連携し、放置竹林整備推進事業による支援に努める

としております。

8 ページ(3)地域の担い手や営農組織等が農地の維持・管理を行うとともに、荒廃農地発生の抑制と解消に向けて「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」が行われているが、その補助要件の緩和等に加えて、再生作業に要するモア等の機械設備の購入に対する補助制度を創設すること。

高齢化等による人手不足や資金難等により、耕作放棄地の再生が困難なケースが増加し、近隣の農地や住宅等に悪影響が出ているため、草刈り等をシルバー人材センター等に依頼した場合の補助制度を創設することについては、平成28年度は耕作放棄地の解消及び再生利用については、国の耕作放棄地再生利用緊急対策及び県の耕作放棄地再生対策を活用して、担い手農家等に対する支援を実施しており、28年度においては99アールの耕作放棄地を再生し、キウイフルーツ栽培の規模を拡大した。

29年度は現在のところ、事業実施要望がない状況ではあるが、農地集積専門員等を通じて再生利用へ取り組む担い手の掘起こしに努め、本年度から新たに始まった国の「荒廃農地等利活用促進交付金」を活用し、引き続き耕作放棄地の解消に取り組む。

新たな補助制度の創設については、現状予算化できていないが、JA香川県の実施するアグリワークの活用や、JA所有機械（モア）のレンタル等による労働力不足の解消を推進し、荒廃農地発生の抑制に努めるとしてあります。

9 ページ(4)本市では、オリーブの栽培を推進するため県の「オリーブ生産拡大総合支援事業」やキウイフルーツなどの「さぬき讚フルーツ拡大支援事業」を活用し、苗木代の助成、灌水施設の整備等への支援に取り組み耕作放棄地の解消と生産拡大を促進しているが、更なる耕作放棄地の再生を図ることについては、平成28年度は、国の耕作放棄地再生利用緊急対策及び県の耕作放棄地再生対策を活用して、担い手農家等に対する支援を実施しており、28年度においては99アールの耕作放棄地を再生し、キウイフルーツ栽培の規模を拡大した。

29年度は現在のところ、耕作放棄地の再生にかかる事業実施要望がない状況ではあるが、農地集積専門員等を通じて再生利用へ取り組む担い手の掘起こしに努め、本年度から新たに始まった国の「荒廃農地等利活用促進交付金」を活用し、引き続き耕作放棄地の再生によるオリーブやキウイフルーツ等の生産拡大を図るとしてあります。

10ページ(5)農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮をより一層推進するため、これを支える地域の共同活動を始め、農業生産活動の継続等を支援する「多面的機能支払交付金事業」の利用拡大に努めることについては、土地改良課から、平成28年度は、これまでの既存活動組織に加え、新規に活動組織の設立や対象面積を拡大するなど取組を推進し、33地区、2,320ヘクタールで実施した。

29年度は、引き続き、水源涵養や景観形成といった農村、農業が有する多面的機

能を維持、発揮するため、新規組織の拡大や活動内容の充実等を推進し、農業生産活動の継続等を支援するとしております。

なお、29年度予算額については、1,036万8千円減の1億4,168万4千円でございます。

下段、(6)「環境保全型農業直接支払」に基づき、農業者で組織される団体等が行う、環境に優しい営農活動を促進することについては、農林水産課から、平成28年度は、「環境保全型農業直接支払交付金」については、27年度から農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づいた安定的な措置として、農業者等で組織する団体を対象として事業が開始され、現在3団体が有機農業等の環境に優しい農業に取り組んでいるところであり、28年度においても同様に実施した。29年度は、同交付金は法律に基づき27年度から5箇年の事業計画を認定しており、29年度においても引き続き事業に取り組むとしております。

11ページ(7)農地の有効利用及び耕作放棄地の発生や老朽ため池での災害の未然防止のための「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」を継続するとともに、その有効活用を図るため、制度の周知と採択基準を見直すことについては、土地改良課から、平成26年度から本事業として、農地の有効活用や耕作放棄地の発生を未然に防止することを目的に、農地周辺の農業用施設を整備し、耕作の不便さを解消する高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業を実施した。

29年度は、新たに農道舗装と分筆登記を補助対象に加えるとともに、事業期間を35年度まで延長することとしており、引き続き、耕作放棄地発生防止土地改良事業の推進により、農地の有効活用や耕作放棄地発生の未然防止を図るとしております。

29年度予算額については、昨年度と同額の1,000万円となっております。

次に、12ページ(8)有害鳥獣等被害防止対策としての防護柵設置補助制度は、県・市と香川県農協・農済が連携して実施しているが、本市のイノシシ等の捕獲実績は年々増加しており被害も甚大である。このため、生産意欲の減退や耕作放棄地の拡大が懸念されることから、予算の増額と捕獲・防護・環境整備を一体的に行うため、昨年度に設立された「鳥獣被害対策実施隊」による地域ぐるみの取組を推進することについては、農林水産課から、平成28年度は有害捕獲によるイノシシ等の補助対象期間を通年化とし、前年度に比べ2.5倍の1,500頭強を捕獲したほか、「鳥獣被害対策実施隊」を構成する香川県猟友会に委託しての集中捕獲や県が事業主体の捕獲活動を支援した。また、捕獲檻の導入や農業者個人等で防護柵を設置する際の費用を助成し、農作物被害の軽減を図った。

さらに、獣害に強い市街地づくり支援事業、鳥獣被害防止対策推進事業の実施により、集落ぐるみでの防護柵の設置や緩衝帯整備等、野生獣に侵入されにくい環境づくりに取り組んだ。29年度も引き続き、香川県猟友会に委託しての集中捕獲や有害捕獲を行うほか、県が事業主体の捕獲活動を支援する。また、捕獲檻の導入や個人等で防護柵を設置する際の費用を助成し、農作物被害の軽減を図る。その他、集

落活動支援事業において集落ぐるみでの緩衝帯整備など、野生獣に侵入されにくい環境づくりに取り組むとしています。

なお、29年度予算額については、鳥獣飼養許可等事務費が1万9千円減の52万7千円、有害鳥獣被害対策事業費が509万7千円減の2,051万円となっております。

なお、ここから21ページまでは、農林水産課からの回答となっております。

次に、13ページの(9)イノシシ等による被害は年々増加の一途であり、深刻化・広域化していることから、次期の「高松市鳥獣被害防止計画」の策定に当たっては、銃猟免許所持者を始めとする捕獲従事者を確保し、実効性のある広域被害防止計画を樹立すること。併せて県・市に鳥獣の専門的な知識を持つ職員を増員し有害鳥獣の生態を研究するなど、鳥獣の基礎知識の研修、効果的な捕獲方法等の普及を図る講習会を開催するとともに、ジビエ料理の普及に努めることについては、平成28年度は新規免許取得者に対し、取得に関する費用の一部を助成し、従事者の確保に努めるとともに、28年度では、市農林水産課職員がわな免許を取得し、県主催の捕獲講習会等に参加するなど捕獲技術の習得に努めた。集落活動支援事業においては、被害が多発する地区住民に対し、鳥獣の基礎知識の研修や効果的な捕獲方法等の普及を図った。

29年2月25日から2日間開催した「食と農のフェスタ」等においてイノシシの丸焼きや野生鳥獣料理講習会（県主催）等を開催し、ジビエ料理の普及に努めた。

さらに、捕獲・防護・環境整備の一体的な実施や、ジビエ料理の普及を推進する次期「高松市鳥獣被害防止計画」を策定した。29年度は新しい「高松市鳥獣被害防止計画」に基づき、引き続き、銃猟免許取得者の確保に努めるとともに、被害が多発する地区住民に対しては集落活動支援事業により、鳥獣の生態等基礎知識の研修や効果的な捕獲方法等の普及を推進する。

また、イベント等を活用してジビエへの理解を促すとともに、県と連携して料理講習会を行うなどジビエ料理の普及を推進するとしています。

次に、14ページの(10)ジャンボタニシの被害防止対策は、徹底した水管理と耕種的防除が有効であるが、担い手にとってはその管理が負担になることから、現行の薬剤購入経費助成制度を拡充するとともに、駆除効果を高めるため、一斉防除の実施を促進することとありますが、平成28年度はこれまで、ジャンボタニシの被害防止対策については、薬剤購入経費を助成するとともに、防除のパフレットの作成や防除展示ほの設置を行うことにより、その生態と防除対策について周知した。29年度は本市のジャンボタニシの防除に係る薬剤購入経費に対する助成は、29年度からJ Aが新たに県域で助成されることから廃止することとしたが、市内全農家に配布する経営所得安定対策等の説明書「農家のしおり」にジャンボタニシの生態と防除対策実施のポイント等の記事を掲載し、一斉防除の促進を図るとしています。

次に、15ページ、3の新規参入等担い手に関する施策の改善についての(1)農業後継者はもとより、多様なルートから意欲ある人材を確保するため、新規学卒者を

始め、U・J・Iターン希望の若者や農外企業を対象とした就農・就業相談やマッチング活動を充実させること。

青年就農給付金、年間150万円については給付希望者が多く需要が大きいため、十分な予算を確保するとともに、青年就農者が「人・農地プラン」に円滑に位置付けられるよう支援すること。また、同プランの作成及びその定期的見直しについては従来以上に地域における農業者の徹底した話合いの積み重ねにより、地域の潜在力を活かすことについては、平成28年度は、新規就農者の確保を図るため、「高松ブランド農産物育成支援事業」の中で野菜塾を開講しているほか、国の青年就農給付金制度の活用や、人・農地プランへの参画誘導を図るなど、新規就農者の定着・定住の促進に努めた。

また、県が実施主体となって開催する就農・就業相談会等の周知を行った。

29年度は引き続き、野菜塾を開講するとともに、「農業次世代人材投資資金」、旧青年就農給付金等の活用や、「人・農地プラン」の見直しに対する支援に加え、サポートチームによる経営・技術相談を新たに行うほか、県が開催する就農・就業相談の周知を積極的に行って新たな就農者の確保・育成に努めるとしてあります。

次に、16ページ上段(2)新規就農者が途中で挫折、離農することなく地域の担い手となるためには、就農から定着までの一貫したサポートが必要なことから、地域や既に定着した新規就農者が参画した体制づくりを、関係機関が連携して継続的かつ重点的に支援することについては、平成28年度は青年就農給付金の交付対象者については、毎年、報告会を実施し県普及センター、農協と連携し経営相談を行った。29年度は「農業次世代人材投資資金」、旧青年就農給付金の制度改正に伴い、新たな対象者に対し市町段階で経営・技術、資金、農地に対応するサポート体制を強化することとなったため、関係機関と連携し、新規就農者の定着・定住の促進に努めるとしてあります。

次に、下段(3)6次産業化に取り組む農家が増えるよう「かがわ産業支援財団」や「かがわ農商工連携ファンド」などの継続的な周知を行うとともに、意欲ある農家の相談に対する支援体制の強化や高松市イノベーション事業を拡充することについては、平成28年度は6次産業化については、県の補助事業を活用し、乳製品・ニククの加工等に対して支援した。29年度は新たに6次産業化・農商工連携により、高松産ごじまん品等を活用した加工品の開発等を支援する事業を創設し、ブランド化の推進、農業所得の確保を図る。また、県等の補助事業の活用や関係機関との連携のほか、各種事業の周知を図るとしてあります。なお、29年度予算額は、新規の「高松産ごじまん品6次産業化等支援事業」が250万円です。

次に、17ページ(4)担い手の確保が困難な中山間地域等において、対象区域や面積の下限など、一定の条件を設定した上で、新規就農への誘導策となり得る独自の就農支援制度を創設することについては、平成28年度は過去に中山間地域等における農業機械の導入助成の予算要望をしたが、予算確保には至らなかった。29年度は

中山間地域等の条件不利地域においては、新規就農者が直ちに営農を開始することは困難である場合が多いが、国・県の事業を活用して中山間地域の集落営農組織に対する支援を強化することにより、集落営農組織を核とした地域ぐるみでの担い手育成を推進する。

また、29年度より新たに「高松市担い手確保・育成総合対策事業」として、新規の認定農業者の規模拡大や集落営農組織の設立等に対して支援するとともに、中山間地域においては別途加算措置を設けて担い手の確保・育成に取り組むとしております。

次に、18ページ(5)地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成や農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を促進するための取組を推進する必要があることから、経営力を磨くために集まり、アイデアを出し合い、ビジネスを生み出そうとする女性農業者を確保し、地域や農業の活力に繋げることについては、平成28年度は女性農業者の活動促進については重要な課題であり、これまでも家族経営協定の締結や生活研究グループに対する支援等により、女性の農業経営への参画と活動の場づくりを図った。29年度は家族経営協定締結の推進や生活研究グループに対する支援を行うほか、新規事業の「高松産ごじまん品6次産業化等支援事業」への取組を推進するとしています。

次に、19ページ(6)の食料自給率と耕地利用率向上の観点から、主食用米の計画的な生産を継続するとともに、主食用以外の飼料用米等の生産拡大や耕種農家と畜産農家の耕畜連携によるWCS用稲の生産拡大に向けた支援を講じることについては、平成28年度は主食用米については、高松市地域農業再生協議会等の関係団体と連携し、目標面積の配分による生産調整を実施するとともに、飼料用米等の新規需要用米については、国が設定した交付金に県独自の産地交付金の加算を行い、生産を振興した。

また、耕種農家と畜産農家の耕畜連携によるWCS用稲の取組については、高松市地域農業再生協議会が事業主体となって、県の補助事業を活用し栽培試験等の取組を行った。

29年度は引き続き、高松市地域農業再生協議会等の関係団体と連携し主食用米の計画生産を推進するとともに、需要に応じた飼料用米等の新規需要用米の生産を推進する。また、WCS用稲の取組については、高松市地域農業再生協議会が事業主体となって、県の補助事業を活用し栽培試験等の取組を実施するとしています。

なお、29年度予算額につきましては、農業経営安定対策事業費が25万2千円減の2,188万8千円となっております。

次に、20ページの(7)本市の畜産農家は、小規模な家族経営体が多く、高齢化等による後継者不足や飼料価格、資材費の上昇と素牛価格の高騰により経営は恒常的に厳しい環境にあることから、国の「畜産競争力強化対策整備事業」の活用や素牛購入に対する助成など、畜産農家の収益性の向上と生産基盤の強化に努めることに

つきましては、平成28年度は、地域の酪農経営体や関係団体で構成する「香川地区高品質牛乳生産協議会」が策定した畜産クラスター計画に基づき、中核的な経営体に取り組む、経営規模の拡大や家畜飼養管理施設等の整備を支援したほか、生産した堆肥を活用する耕畜連携体制の確立による生産コストの低減等、生産基盤の強化に取り組んだ。

また、市独自の優良繁殖雌牛導入事業・優良子牛保留奨励事業による素牛購入に対する助成にも取り組んだ。29年度は畜産競争力強化対策整備事業を活用し、地域の酪農経営体や関係団体で構成する「香川地区高品質牛乳生産協議会」が策定した畜産クラスター計画に基づき、家畜飼養管理施設の整備に対し、引き続き支援に取り組む。

また、素牛購入に対する助成についても継続し、畜産農家の収益性の向上と生産基盤の強化に努めるとしております。

次に、21ページ（8）為替の変動、消費税の増税及び異常気象の影響等から、燃料・肥料・飼料等の価格が高騰しているが、農業者は農産物価格の決定力が弱く、その経営を圧迫しているため、高騰時における適切な助成策を講じ負担を軽減することについては、平成28年度は、これまで、全国市長会を通じ、国に対して産業用油種（軽油・重油）の価格安定対策、飼料用価格安定制度などを講じるよう要望した。

28年11月、政府は「農業競争力強化プログラム」を決定し、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するため、生産資材価格の引下げや収入保険制度を導入し、更なる農業の競争力強化の実現を目指すこととした。29年度は生産資材価格の引下げや収入保険制度の導入を始めとする「農業競争力強化プログラム」の行方を注視しながら、必要に応じて、全国市長会等を通じ国へ要望するとしています。

次に、22ページの、4 その他農業・農村を取り巻く施策の改善についてのうち、（1）地産地消の促進のため、学校給食における米飯給食を週4回程度と実施回数を増やすとともに、食味が良いカントリーエレベーターの今摺米の利用など地元農畜産物の更なる使用拡大や観光産業での活用を推進すること。

地域の伝統料理の調理実習を推進するなど、伝統的な食文化を家庭・学校・保育所等で伝えていく食農教育への支援を強化すること。また、全ての小・中学校において農業体験や出前授業などの取組を一層推進することについては、上段の保健体育課からは、平成28年度は、学校給食の献立に伝統食を取り入れ、給食時にその伝統食を説明するための指導支援を行った。

食習慣とマナー向上のため、学校給食にご飯用食器を導入したほか、28年度は朝日新町学校給食センターにおいて、食育セミナー、子ども料理教室、同センター見学会、高松中央卸売市場の見学とまんばの収穫体験、親子料理教室を開催し食育を推進した。

香川県産食材の利用促進に取り組むため、生産者・流通業者等の関係者と連携し計画的・長期的に食材の確保に努め、また、県内産の野菜を旬の時期に使用する献立の工夫を行うなど、地場産物の活用を推進した。

カントリーエレベーターの今摺米を利用することについては、現在、学校給食用の米は、公益財団法人香川県学校給食会が取り扱う基本物資として購入しているので、このような要望があることを同給食会へ情報提供した。

29年度は、米飯給食を週4回程度と実施回数を増やすことについては、これまでも、米の消費拡大のため米粉パンを使用するなど献立を工夫してきたが、29年度も、地域の農産物の状況を踏まえるとともに、パンや麺類等とのバランスを考慮した上で適切に対応していくとしています。なお、29年度予算のうち、学校教育における食育推進事業費は、3万4千円減の456万5千円となっております。

次に、23ページ中段のくらし安全安心課ですが、消費者月間事業として地域実践活動パネル展による地元産食材の紹介コーナーを設け、地産地消を推進するとしています。

下段のこども園運営課については、出前食育事業を実施し、公立保育所・幼稚園・こども園の保護者や子どもたちに講話やクッキングなどを通して、地産地消、食文化の継承等の啓発を行ったほか、公立保育所・幼稚園・こども園において、地域の方と連携しながら、菜園活動や緑のカーテン作り、郷土料理や伝統食のクッキング（餅つき・打ち込みうどん等）を実施するとともに、その状況や食に関する情報を課のホームページから発信、また、給食に地場産物を使用し郷土料理や郷土食を積極的に取り入れたとしております。

次に、24ページをお開きください。上段の保健センターからは、「高松市健康都市推進ビジョン」に基づき、野菜摂取量増加に向けた取組として旬の野菜を利用した料理講習会等を開催し、その啓発に取り組むとしております。

下段の学校教育課ですが、総合的な学習の時間活性化推進事業により、各小中学校に補助金を交付するとともに、研修会を通じて事業についての趣旨説明を行なう。また、生活科、技術・家庭、総合的な学習の時間等における体験活動の充実について、農家女性を含む地域の外部指導者を積極的に活用するよう、研修会、学校訪問や要請訪問の機会に指導するとしております。

25ページの観光交流課ですが、平成28年度は、29年3月19日に、サンポート高松大型テント広場において、「高松うまげなもんまつり」を開催し地産食材を使ったBBQうまいもん焼きを実施し、230セットを販売しましたが、29年度は予算面から事業を廃止したが、今後、関係各課と連携し地産地消推進につながる事業を検討するとしています。

次に、26ページの（2）地産地消・食農教育を推進するためには、農業に携わる女性の役割が重要であることから、農村女性グループなどが積極的に「教え、伝える」活動に必要な資料の提供や地元農畜産物の調達について支援すること。

消費者と交流し農村文化の情報が発信できる拠点が必要であることから、香南アグリーム等を活用して、高松産ごじまん品で作った新メニューや郷土料理、保存食の講座を開設（食育の日）するなど、その利活用を促進することについてでございますが、農林水産課からは、平成28年度は地産地消・食育の推進については、高松市農産物ごじまん品推進協議会が主体となって農業体験教室、おにぎり教室等を実施した。

また、伝承料理教室を香南アグリーム等で実施する市内各地域の生活改善クラブで組織する高松市生活研究グループ連絡協議会に対し助成を行って支援した。

さらに、たかまつ食と農のフェスタにおいて、市生活研究グループ連絡協議会による餡餅雑煮等の郷土料理の販売コーナーを設けるなど、消費者との交流と農村文化の発信に努めた。

29年度は引き続き、高松市農産物ごじまん品推進協議会、生活研究グループ連絡協議会等と連携し地産地消・食育の推進を図る。

また、香南アグリームの活用を推進するほか、高松産ごじまん品を使用した6次産業化・農商工連携による新メニューや加工品の開発等を支援するとしております。

次に、27ページの（3）生産者と消費者がふれあい、安心して農産物が購入できる場として、市民の利用が定着している産地直売所については、農家の収益向上と地産地消の中心的な役割を担っていることから、直売所を拡充すること。

香川県農協が行う出荷者の登録管理の一元化に併せて、生産者が複数の産直店舗に出荷し易いシステムづくりを支援することについては、農林水産課から、平成28年度は、産地直売所については、農協以外の産地直売所が増加しているほか、量販店内での産直も増加しており、高松市では、高松市農産物ごじまん品推進協議会を通して産地直売所の施設整備に対する支援や産直ネットワーク化について検討した。29年度は産地直売所への支援について継続して検討する。また、香川県農協に対して、生産者が複数の産直店舗に出荷し易いシステムづくりを要望するとしております。

次に、28ページの（4）本市の農業の特徴は、米作りと園芸作物や露地野菜等との複合経営を営む都市近郊型農業であり、高齢化や人口減少が進展する中で、今後、農業の持続的な発展を図るためには、県が推奨する「さぬき讚フルーツ」や「高松産ごじまん品」、収益性が高い農産品の生産を推奨・振興するとともに、県内外の消費拡大と海外も視野に入れた新たな販路を開拓し販売を促進すること。県オリジナルの「おいでまい」や「さぬきの夢2009」の高品質化による需要に応じた生産拡大を図るため、県・市・香川県農協・生産者団体等が一体となって集荷から販売までの流通体制を整備することについてですが、農林水産課からは、平成28年度は経営規模の零細な農業者が多い本市では、県が推奨する「さぬき讚フルーツ」などの園芸品目の産地を育成するため、県や市等の補助事業を活用して支援してきた。また、近年、国や県においては、農産物の輸出拡大を促進している。

29年度は引き続き、補助事業を活用し園芸産地の育成を図るとともに、輸出拡大

や「おいでまい」、「さぬきの夢2009」の流通体制の整備については、関係機関と連携し対応を検討するとしています。

次に、29ページの(5)香川の希少野菜の消費拡大と生産振興を図るため、マンバや葉ゴボウといった香川の地場野菜の認知度を高め、「讃岐野菜」としてマーケットイン発想のブランド化に努めることについては、農林水産課からは、平成28年度は「マンバのけんちゃん」等の地元の希少野菜を使用した伝承料理教室を開催する女性農業者が中心となった市生活研究グループ連絡協議会に対し助成を行って支援した。29年度は生活研究グループ連絡協議会や高松市農産物ごじまん品推進協議会等と連携し、香川の地場野菜の認知度向上によるブランド化を図るとしています。

次に、30ページの(6)本市においては、平成20年に新たに都市計画マスタープランを策定し、目指すべき都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」を掲げ、コンパクトなまちづくりに取り組んでいるが、このマスタープランの改定と住居や都市機能増進施設の立地の適正化等、実施レベルの具体的な施策等を定める新たな高松市立地適正化計画の区域設定に当たっては、地域住民の意見を反映した都市機能や居住が一定程度集積している農住調和形成ゾーンなども考慮することについてでございますが、まちづくり企画課からは、平成28年度は29年3月に高松市立地適正化計画（仮称）素案を策定した。

農用地は、法律上、誘導区域に含まないこととされており、立地適正化計画の誘導区域外となる。区域設定に当たっては、コンパクト・エコシティ推進懇談会で意見を聴取し、土地利用状況や農用地の所在状況を考慮し設定を行った。

また、施策において都市機能や住居、農地利用等、目指すべき骨格構造に即した土地利用を促進し、快適で暮らしやすい住環境を維持するよう、取り組むべき内容を定めた。

29年度は、29年4月25日から5月31日までの期間、市内15カ所で説明会を開催し、12月ごろ計画原案のパブリックコメントを実施予定としており、住民等の意見を反映させ、29年度末に高松市立地適正化計画を策定予定としています。

また、区域外においても都市機能の利便性が享受でき、自然と調和した、豊かさを感じられる住みやすいまちをすることとして、29年度改定予定のコンパクト・エコシティ推進計画において一体的に取り組むこととしています。

次に、31ページの都市計画課からは、平成28年度は、高松市都市計画マスタープランの改定作業に取り組み、農住調和形成ゾーンについては、地域の特性に応じた適正な土地利用の規制・誘導を図るとともに、農業振興を進めるため、まとまった優良農地の保全を図るべきゾーンとして、引き続き位置付けることとした。

29年度は、29年4月3日から5月12日までの期間、パブリックコメントを実施し、住民意見を踏まえ、7月末に改定を予定しているとしています。

以上が報告第1号 平成29年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について（回答）の内容でございます。

それでは引き続き、議案第2号 平成30年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集についての御説明をいたします。

この意見につきましては、昨年度に引き続き、農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見を関係行政機関等に対し提出するため、30年度高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見募集として各農業委員・推進委員さんをお願いするものです。

なお、意見提出の時期につきましては、これまでと同じく農業会議から県への意見提出は9月、高松市長への意見提出は10月を予定しております。

それでは議案第2号の資料を御覧ください。

先ほど御説明いたしました平成29年度の意見に対する回答も参考にいただき、30年度の高松市農業施策及び県農業施策の改善に向けた意見について、8月の定例総会が開催される8月10日までに御提出をお願いしたいと考えております。

裏面が記入用紙の様式でございます。

議案第2号と報告第1号につきましては、以上でございます。

議 長 以上、議案第2号及び報告第1号の説明が終わりました。

ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御質問等がないようでございますので、お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終わり、報告事項に移ります。

報告第2号 農業相談会の開催についてと、報告第3号 平成29年度農地の利用状況調査の実施についてを報告いたします。

事務局から説明をお願いします。

浮田農政管理係長 報告第2号 農業相談会の開催について、説明いたします。

農業相談会は、年2回、8月と1月に行われます。

お手元の資料は、今回、8月の農業相談会の開催日程です。17日から31日まで合計9回開催します。これまでの農業委員さんに加え、今回から推進委員さんも、それぞれの地区の相談会に参加していただくこととなります。御自分の地区の開催日時と場所を御確認ください。

なお、今回が初めてで、相談会の経験のない方も当然おいでになると思います。

そこで、8月に計画している農業委員、推進委員研修会の中に、農業経営基盤強化促進法についての研修時間がありますので、その時間を利用して、利用権設定申出書の書き方等実務的な勉強に時間を当てたいと考えています。この研修は、全員同時に行いますので、経験豊富な委員さんにとっては、分かりきったことかもしれませんが、復習の意味で一緒に聞いていただきたいと思いますと考えております。

報告第2号は以上でございます。

報告第3号 農地の利用状況調査（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査）について説明いたします。

平成25年度から、農業委員さんを中心に、関係機関の御協力をいただき実施しております農地の利用状況調査について、今年も引き続き実施します。

お忙しいところ、また、暑い中、御負担をおかけしますが、よろしく願います。

この調査は、農地利用最適化の一環として、市内の荒廃農地の状況を把握することと目的としており、この調査結果に基づいて、それぞれの農家へ、県農地機構への貸付けを促す意向調査を実施し荒廃農地の減少を目指すものです。

1の対象農地についてと4の調査手順については、それぞれの水田部会等で担当から説明がありますので、ここでは割愛させていただきますが、次のページとその次のページに調査手順と調査結果の記入例を資料として付けておりますので御参考にしてください。

2 実施体制は、昨年同様、農業委員会と高松市、また、高松市地域農業再生協議会の地域組織である水田部会とで、連携を図りながら実施するものです。

3 調査期間につきましては、8月1日から10月31日までの間で実施する予定としております。

昨年までよりも1箇月短くなっていますが、御協力をお願いします。

報告第3号は以上でございます。

議 長 荒廃農地の調査方法について、もう少し、詳しく説明してください。

浮田農政管理係長 調査地図は、A3サイズで、貼合わせはせずに、地図の右下にナンバーを付けてバインダーに綴じています。別に作った索引図から必要な図面を探していただきます。

資料の3枚目を御覧ください。これはA4ですが、イメージはこんな感じです。

1,000分の1の地番図に、航空写真・地目・地籍を表示し、さらに田は水色、畑は薄い黄色に着色しています。昨年までと色が逆です。

そこに、平成28年度までの調査のうち、最終のものを記入しています。

A分類は緑色のマーカーで、B分類は赤色（ピンク色）のマーカーで縁どりしています。

2枚目のカラー刷りの「調査手順」に戻ってください。

具体的な記入方法につきましては、この調査手順と、先ほどの調査結果の記入例で御説明いたします。

上段の1 荒廃農地の定義と判断基準でございますが、ア) からオ) までの基準に該当する農地を荒廃農地といい、さらに再生利用が可能な荒廃農地をA分類として「緑」で、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地をB分類として「赤」で表すこととしております。

次に、中段の3 荒廃農地の状況変化（改善・進行等）があった場合の記入方法でございます。

①の荒廃農地の解消ですが、アの営農再開、例では上が緑、下が赤でふちどっておりますが、昨年度まで再生利用が可能又は再生利用が困難な荒廃農地だったものが29年度に営農が再開されていた場合は、鉛筆で農地の部分にバツ印をし、「ア29」と記入してください。

イの保全管理、例では同じく上が緑、下が赤でふちどっておりますが、営農はされていないものの、保全管理の状態になったときは、同じく鉛筆で農地の部分にバツ印をし、その「イ29」と記入してください。

②の荒廃度の変化（改善・進行）ですが、ウの「赤」から「緑」の荒廃農地に改善されていた場合は、農地1筆ごとの内側に「緑のマーカで29」と記入してください。

エの緑から赤に荒廃度が進行していた場合は、農地1筆ごとの内側に「赤のマーカで29」と記入してください。

なお、荒廃度に変化がなかったものにつきましては、そのまま記入の必要はございません。

次に、下段の4 新たに発見した場合でございますが、オのA分類の荒廃農地を発見した場合は、緑のマーカで農地をふちどった後、その中に「緑のマーカで29」と記入してください。

カのB分類の荒廃農地を発見した場合は、赤のマーカで農地をふちどった後、その中に「赤のマーカで29」と記入してください。

なお、過去に一たん荒廃農地と判断されたが、昨年までに解消された農地については、地図上では、何もなかったようになっていきますので、再び荒廃しているようであれば新規発見として扱ってください。

特に、記入がなかった農地は、昨年度から変化がなかったと判断いたします。

事務局からは以上です。

議 長 これは、8月の地区部会で立ち上げるのかな。

川西事務局長 はい、農業委員会と地域農業再生協議会の地元組織であります地区水田部会と共同で実施するというのでやっております。今年も7月に地元の水田部会が開催されている所がございます。そこでは、農業委員会と農林水産課の担当者が詳細について説明を行います。最終が10月末までをお願いをしたいと昨年までは11月末までだったんですけれども、10月末を目途に多少11月にずれ込むことがありますたら、事務局まで連絡をくれたら対応します。昨年まで、やられております農業委員さん、推進委員さんは良く御存知だと思いますけれども、大きな地図で航空写真が付いており、非常に使い勝手が悪かったと思います。今回、A3版の地籍図に航空写真が付いていて、地元の方でしたら、航空写真が付いておりますので、見たらすぐ分かると思います。航空写真上で荒廃農地じゃないかということになって

くるかもしれません。しかし、先ほど、申しあげたとおり、あくまで、道路からの目視を大前提にしておりますので、道路からの目視でという考え方でよろしく願います。抽象的で申し訳ございませんが、よろしく願います。

議 長 事務局からの報告は、以上でございます。

ただ今の説明に対して御質問等は有りませんか。

藤澤武推進委員 議長——藤澤武推進委員。

議 長 藤澤武推進委員。

藤澤武推進委員 荒廃農地の関係で所有権の関係で、ややこしくなっている、本当は作りた人がいらっしやるかもしれません。所有権が移ったばかりにできないのは、利用が困難という事になるんですか。

川西事務局長 はい、あくまでその土地の所有者の状態、未相続とか問題がございます。ただし、客観的に土地だけを見て、御判断していただけたらと思います。以上でございます。よろしいでしょうか。

藤澤武推進委員 はい。

議 長 この色付けについて、もうひとつピンと来ない方もいらっしやると思いますが、今もお話しがありましたように、水田部会等で、ひとつ皆さん方、根掘り葉掘り聞いていただけたら、そして、飲み込んでいただかないといけません。水田部会でよろしく願います。

本日は、全体会ですので、この当りに留めさせていただきたいと思います。

他に御質問等が無いようでございますので、報告事項は終わります。

最後に、4 その他につきましては、報告事項がございますので、事務局から報告をお願いします。

柞原主任主事 全国農業新聞の普及推進と公務災害補償制度の加入についてよろしく願います。

浮田農政管理係長 新しい委員さんに限られるんですけれども、お手元の方に鶯色の表紙の付いた冊子で平成29年度農業委員会通常総会の資料をお配りしております。お時間のある時で結構ですので、お目通しをいただきたいと思います。それと先ほど、農業相談会でふれさせてもらったんですが、農業委員、推進委員の研修会を計画しております。また、文書でも御案内させようんですが、8月2日の水曜日9時30分から15時30分まで、1日ばかりになるんですけれども、市役所11階の114会議室、この部屋でございます、ここで開催します。大変、急な御案内で申し訳ございません。強制というわけではありませんが、できるだけ都合を付けていただいて御参加をお願いしたいと思います。都合により、午前だけの出席、午後だけの出席でも結構です。よろしく願います。

それと、お疲れの所、恐縮なんですけど、総会終了後、皆様の身分証や農業委員会だよりに掲載するための顔写真をお一人ずつ撮影させていただきます。撮影は、この部屋の後ろの方でさせていただきますので、その際に今、机の上にあります三角

の名前の書かれているネームプレートをお手に持って撮影場所に移動してください。
御協力をお願いします。写真撮影が終わってから、御退室が可能となります。

川西事務局長 失礼します。それとお配りしております農業委員会業務必携については、高松市農業委員会が実施する研修については、要りませんけれども、香川県農業会議主催の研修会については、持って来てくださいというのがございますので、お目通しの上、大事にお持ちください。よろしくをお願いします。以上でございます。

議 長 総じて、御質問等が有りましたら、御発言をお願いします。——御発言が無いようですので、閉会の挨拶を会長職務代理者の高砂委員さんをお願いいたします。

高砂会長職務代理者

(内容省略)

議 長 以上で、平成29年度高松市農業委員会臨時総会の日程は、全て終了いたしました。

特に選考委員の皆様方には大変御苦勞をお掛けし、誠にありがとうございました。

これから3年間、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で平成29年度高松市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

午後3時15分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員